



暑中お見舞い 申し上げます

一般社団法人板橋産業連合会

《《《 職場における熱中症予防対策 》》》 ポータルサイト及び講習動画（無料動画）のご案内

〈厚生労働省〉

ポータルサイトのご案内

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関するポータルサイトを開設し、職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。

場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用動画や理解度クイズなども掲載しています！

暑い夏を乗り切るにあたり、熱中症予防対策の徹底を図るために、ぜひご活用ください！

講習動画のご案内

無 料

- 熱中症が発生する原理と発生時の措置
- 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
- 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
- WBGT 指数計を用いた作業環境管理方法について

〔講師〕：齊藤 宏之（独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所）

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！

職場における
熱中症予防情報

職場における熱中症予防情報



《《《中小規模事業所向け 省エネ型換気・空調設備導入支援事業》》》

〈東京都環境局/公益財団法人東京都環境公社〉

高効率な換気設備と空調設備を導入する際に要する経費の一部を助成します。

資料同封

- 助成対象事業者
 - ・ 中小企業者
 - ・ 個人事業主
 - ・ 医療法人
 - ・ 学校法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人
 - ・ 特定非営利活動法人
- 助成対象経費
対象設備の導入に要する経費
（設計費、設備費、工事費、処分費）
- 交付期間
令和3年度～令和4年度
- 事業規模
49.6億円

事業の概要

- 助成要件
 - ・ 都内で所有または使用する中小規模事業所において換気設備を導入すること
 - ・ 1人当たり毎時 30 m³以上の換気量を確保すること
 - ・ 地球温暖化対策報告書を提出すること
（工事完了時及び工事完了の翌年度から3年間）

注）空調設備を助成対象とする際の注意点

- ・ 換気設備と同時に更新すること（更新のみ対象）
- ・ 換気設備の換気範囲にある設備の更新であること
- ・ 更新により、省エネ化が見込まれること

対象となる経費

要件に該当する事業所において、下記の設備の導入に要する経費

換気設備〔必須〕（更新・増設・新設を対象）

- ① 高効率換気設備
- ② 熱交換型換気設備
※工場、私立学校等、一部事業所のみ対象
- ③ 換気・空調一体型設備

高効率空調設備（更新のみ対象）

- ① 電気式パッケージ型空調機
- ② ガスヒートポンプ式空調機
- ③ 中央熱源式空調機
- ④ ルームエアコン

※対象となる設備には各種要件があります。詳細は募集要項等をご確認ください。

助成率・限度額

助成率：助成対象経費の1/2

助成限度額：1,000万円

募集期間

令和3年7月7日～令和4年2月28日まで

※助成金予算の執行状況により、助成金の申請受付を早期終了する場合があります。



事業支援チーム

お問い合わせ 【受付時間：平日 9:00～12:00
13:00～17:00】

電話：03-5990-5089

FAX：03-6279-4697

email: cnt-jigyoshien@tokyokankyo.jp

クールネット 換気設備



スマホでさくっと

資料同封

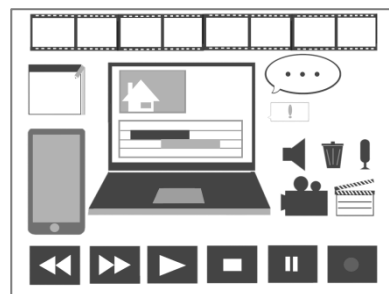
動画制作セミナー

伝えるなら文字より動画

〈(公財)板橋区産業振興公社/ (一社)板橋産業連合会 共催事業〉

- 製品の**魅力**をもっと伝えたい
- **コスト**をかけずに動画を作りたい
- **オンライン展示会**で動画が必要
- 動画制作は**難しい**と思っている

こんな方におススメのセミナーです！



内 容

販路拡大などの製品・技術 PR になぜ動画が必要なのか。なぜ動画が効果的とされているのか……。こうした疑問に映像の魅せ方を知る動画制作のプロが为您解答します。また、初心者向けには、スマートフォンを使った動画制作方法についてもご紹介します。

日 時

令和3年9月6日(月) 午後2時～午後3時30分(予定)

会 場

板橋区立文化会館 4階大会議室(板橋区大山東町51-1)

対 象

基本的なスマホ操作やパソコンで Word、Excel の入力ができる方

- スマートフォンでメールを送受信できる
- スマートフォンのカメラ機能で写真や動画を撮ることができる
- パソコンで Word、Excel の入力ができる

定 員

20名程度

費 用

無料

講 師

千種伸彰 氏(一般社団法人板橋中小企業診断士協会代表理事/会長、株式会社プラウドコンサルティング代表)

締 切

8月31日(火)

【ご注意】本セミナーは無料アプリ Adobe Premiere Rush を利用して動画制作を行います。

会場にネット環境はありません。受講中に通信したい場合はご自身でご用意ください。

問合せ・お申込み

(公財)板橋区産業振興公社/中小企業サポートセンター
事業第2グループ 電話 03-3579-2191

詳細はこちら

板橋公社 動画制作



都内中小企業向け 《《《 テレワーク・マスター企業支援奨励金 》》》

〈東京都/公益財団法人東京しごと財団〉

「週3日・社員の7割以上」、1～2か月間テレワークを実施した都内中小企業に

最大50万円の奨励金を支給！ 〈3か月コースは受付を終了しました。〉

事業の概要

- 「週3日・社員の7割以上」、1～2か月間テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として東京都が認定し、Web サイト上でPR
- 「テレワーク・マスター企業」に対し、通信費や機器・ソフトウェア利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大50万円の定額の奨励金を支給

対 象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業

要 件 ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録及び「計画エントリーシート」の提出
②トライアル期間中（本年10/31）に、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1～2か月テレワークを実施

※その他要件があります。

〈支給金額〉2か月コースの場合

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満	小規模事業所特例
奨励金支給額	50万円	35万円	20万円	13万円	7万円

〈支給金額〉1か月コースの場合

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満	小規模事業所特例
奨励金支給額	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円

対象経費

◇通信費 ◇機器リース料 ◇ソフトウェア利用料 ◇テレワーク手当 ◇サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

事業の流れ

■「テレワーク東京ルール」実践企業宣言登録

■「計画エントリーシート」の提出

■取組実施 「テレワーク定着トライアル期間（～10/31）中に「週3日・社員7割以上」のテレワークを1～2月実施

■「テレワーク・マスター企業」認定、奨励金申請・支給

エントリーシート提出期限

- 2か月コース 令和3年8月31日まで
- 1か月コース 令和3年9月30日まで

「テレワーク・マスター企業支援奨励金」は
（公財）東京しごと財団雇用環境整備課
電話 03-6734-1301

「テレワーク東京ルール」は
東京都産業労働局労働環境課
電話 03-5320-4657

テレワーク・マスター企業 🔍



《《《 板橋青年優秀技能者・技術者表彰事業 》》》

〈主催：東京商工会議所板橋支部 （一社）板橋産業連合会 後援〉

資料同封



東京商工会議所板橋支部では、「技能者・技術者としての誇りと意欲の高揚」及び「将来の板橋区の産業基盤を支える後継者として一層の技能・技術向上の促進」を図ることを目的に、板橋区の製造業に従事する優れた青年技能者・技術者を表彰しています。奮ってのご応募をお待ちしております。

板橋産業連合会は「板橋青年優秀技能者・技術者表彰事業」を後援しています。

● 板橋青年優秀技能者・技術者表彰（FINE WORKER）

板橋区内で製造業を営む企業（板橋区内に本社、工場、事業所等を有する企業の従業員。東京商工会議所の会員・非会員は問いません。）

〔年齢要件〕：40歳以下で、原則として当該企業に勤務して5年以上経過していること
（令和4年3月31日現在）

〔応募締切〕：令和3年10月29日（金）

事業の詳細・ご応募は東商板橋支部ホームページをご覧ください。

FINE WORKER



コロナ禍における雇用保険関係特例措置について

● 令和3年7月12日以降の緊急事態宣言発令に伴う雇用保険失業認定日の特例措置について

1. 認定日の特例措置期間と対象者

感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令から解除後の最初の認定日（令和3年9月16日まで）は原則として郵送により失業認定を受けてください。

2. 郵送での証明認定

指定されている失業認定日当日から7日以内に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」・「本人宛返信用封筒」をハローワークに郵送し失業の認定を受けてください。

3. 求職活動実績について

緊急事態宣言発令期間が1日でも含まれる場合は、求職活動実績の基準を適用せずに給付が可能です。

● 新型コロナウイルス感染症等に関連して給付日数の延長特例が設けられました。

詳細は、東京労働局ホームページまたは同局職業安定部雇用保険課給付係 電話 03-3512-1669へ



中央労働災害防止協会が主催する「第80回全国産業安全衛生大会」開催のご案内

- 現地開催 10月27日（水）～29日（金）
- オンライン 同上～11月30日（火）

詳細は中災防ホームページをご確認ください。



全共済の 生命共済制度のご案内

経営者や従業員の万が一に備える共済制度

1口1,000円で最大200万円の補償

◇病气・災害による死亡や不慮の事故による入院などを補償する制度です。

◇スケールメリットを活かした割安な掛金で手軽にご利用いただけます。

詳細は同封のチラシをご覧ください。

《《《 第1回定期・特殊健康診断を開催します 》》》

◇日 時 令和3年9月28日(火)

◇場 所 板橋産連会館3階会議室

資料同封



※今回一部料金の見直しがあり、金額が変わっている項目がございますのでご注意ください。

詳細及び申込につきましては今月同封のご案内をご覧ください

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類 ◆事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	一般健康診断雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

専門委員会の活動状況

● 環境保全・用途地域委員会 開催日：7月9日 15:00～	● 広報委員会 開催日：7月28日 16:00～
● 総務委員会 開催日：7月20日 16:00～	● 事業委員会 開催日：7月29日 16:00～
● 厚生委員会 開催日：7月26日 16:00～	

今後の主な予定

開催日	行 事	備 考
8月24日	8月理事会	ハイブリッド開催
9月28日	第1回 定期・特殊健康診断	板橋産連会館
例年開催しております暑気払いはコロナウイルス感染拡大防止の為、中止となりました		

● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》